

- c. セミナー、ワークショップ、ディスカッション、及び/又は
- d. その他のパブリックコンサルテーション活動

C. 翻訳

問 103

翻訳とは何か？

答:

翻訳とは、法令をインドネシア語から外国の言語に移行することである。

しかし、インドネシアの法令の文脈においては、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する 2014 年大統領令第 87 号」に基づき、翻訳は英語への翻訳のみに限定されている。

条例の翻訳は、条例の公式翻訳について法令の規定で定める手順に基づき、法務人権大臣が行う。

問 104

翻訳は誰が申請することができるか？

答:

条例又は地方首長規則の翻訳申請ができるのは、条例制定提案者⁸⁷のみである。条例制定提案者は、法規総局長に対し、地方官房長が署名した翻訳申請を書面で行う。

地方議会が自ら提案者となっている条例の翻訳を申請したい場合、地方官房長を通じて申請が可能である。

問 105

条例/地方首長規則制定提案者ではない地方政府の部局等が公式翻訳の申請をすることは可能か？

答:

⁸⁷ インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する大統領令」第 1 条 14 号

条例制定提案者ではない地方政府の部局等は、条例/地方首長規則の公式翻訳の申請をすることはできない。公式翻訳を必要とする地方政府の部局等は、条例制定提案者と調整を行う。

問 106

条例/地方首長規則の技術用語をインドネシア語から英語へ翻訳するにあたり何をベースとすればいいか？

答:

インドネシア語から英語への条例又は地方首長規則の翻訳のベースとなるのは、通常使われる用語のリストである用語集である。

用語集は、ある条例の翻訳と別の条例の翻訳との用語を一致させるために翻訳者の便宜となるよう作成される。

問 107

用語集にない条例又は地方首長規則の用語又は単語を用いる場合の仕組みはどのようなものか？

答:

条例内の用語又は単語が用語集にない場合、法務人権省は、翻訳する条例又は地方首長規則に存在する語の意味に適した用語を解釈するために、英語で複数の選択肢を提案し、申請者及び/又は関係機関と調整する。

問 108

地元の叡智を示す言葉の翻訳が難しい場合、それに適した翻訳をどのように行うか？

答:

直訳で翻訳を行うが、その地元の叡智の言葉を括弧内にイタリックで添える。

問 109

条例又は地方首長規則に地元の叡智を示す言葉があるがインドネシア語に相当語がない場合の翻訳プロセスはどうなるか？

答:

地元の叡智を示す言葉があるがインドネシア語に相当語がない場合の翻訳プロセスは、原語のままイタリックで記載し、その語がインドネシア語の意味を有する場合にはそれを英語で記載する。

例：*Nagari (Genealogical and Historical Customary Law Community Unit in West Sumatera Province)*

問 110

条例又は地方首長規則の翻訳手続きはどのようにすればよいか？

答:

翻訳手続きは下記の通りである：

1. 提案者が、公布された条例または地方首長規則及び翻訳コンセプトを添付し、法規総局長に対し、翻訳申請の緊急性について記載した上で、条例又は地方首長規則の翻訳申請を行う。
2. 法規総局長が、要件の具備を確認する。
3. 法規総局長が、翻訳チームを結成する。
4. 翻訳チームが、条例又は地方首長規則の翻訳コンセプトをチェックする、及び
5. 公式翻訳として署名するために、チーム長が法規総局長に翻訳案を提出する。

問 111

翻訳チームのメンバーの構成員は誰か？

答:

翻訳チームのメンバーは下記から構成される：

- a. 法務分野を担当する省
- b. 法令提案者、及び
- c. 宣誓翻訳者

問 112

条例又は地方首長規則のインドネシア原本及び英語の公式翻訳文書に解釈の相違が生じた場合にはどうすればいいか？

答:

条例又は地方首長規則のインドネシア語原本及び英語の公式翻訳との間に解釈の相違が生じた場合、インドネシア語原本が用いられる。

第4章

条例及び地方首長規則の審査

問 113

条例の審査とは何か？

答:

条例の審査とは、“judicial review”と呼ばれることが多いが、上位法令との矛盾がないか確認するために条例の規範の適用に対し司法機関を通じて行われる審査のことである。

問 114

法令審査実施権限を有する司法機関はどこか？

答:

条例審査は最高裁判所が実施権限を有する。

問 115

条例審査の法的根拠は何か？

答:

最高裁判所における、法律に対する法律より下位の法令審査の法的根拠は下記の通りである：

- a. 「インドネシア共和国 1945 年憲法」第 24 A 条（1）項
- b. 「最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号」第 31 条及び第 31 A 条
- c. 「司法権限に関する 2009 年法律第 48 号」第 20 条（2）項 b
- d. 「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」第 9 条（2）項、及び
- e. 「実体審査権に関する 2011 年最高裁判所規則第 1 号」

問 116

条例審査と条例制定との相関性はどのようなものか？

答:

条例審査は法令の制定の一部ではない。司法機関が審査をすることにより判決の中で条例が上位法令に反していると表明することは一般的に条例制定に影響を及ぼす。判決のフォローアップとして生じうる影響とは、改正、廃止又は新たなルールの作成が必要となるなどのことである。その仕組みは、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」及び数次にわたり改正されその最終改正である「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の 2 度目の改正に関する 2022 年法律第 13 号」の規定に基づき実施する。

問 117

最高裁判所で審査中の条例が、同時期に改正又は廃止及び新法令の制定のための作成/審議中の場合にはどうなるか？作成又は審議プロセスを停止する必要があるか？

答：

条例審査プロセスは、基本的には作成又は審議時の条例制定プロセスに直接の影響を及ぼさない。これは確定判決がまだ出ておらず条例の規範の拘束力に影響をまだ有していないからである。

判決の拘束力は、確定判決となった場合に生じる。「実体審査権に関する 2011 年最高裁判所規則第 1 号」第 8 条（2）項に基づき、最高裁判所の判決の効力は、決定から 90 日後に発生する。拘束力を有した判決は、その後条例案の内容の調和時等に留意すべき事項の 1 つとなる。

問 118

条例の形式審査と実体審査の違いは何か？

答：

形式審査とは、条例制定プロセス又は手続きの充足に関連する条例審査のことである。

実体審査とは、上位法令に反しているとみなされる条例の内容に関連する条例審査のことである。

「司法権限に関する 2009 年法律第 48 号」第 20 条（2）項及び「最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号の改正に関する 2004 年法律第 5 号」第 31 条（2）項に基づき、形式審査及び実体審査が最高裁判所における法令審査手続きを経て行われる。

問 119

最高裁判所の実体審査が可能なのは条例のどの部分か？

答:

最高裁判所における条例の実体審査は、上位法令に反しているとみなされる「条例の部、条、及び/又は項の内容」の部分に対して行われる。

これには、条又は項の規範が注釈又は付属書類を有する場合も含まれる。

請求人が注釈及び付属書類の審査を請求する場合の最高裁判所の審査例は下記の通りである：

「実体審査権に関する 2011 年最高裁判所規則第 1 号」に基づき、最高裁判所は、内容が上位法令に反しているかどうかを評価する。

問 120

条例審査請求の要件及び内容は何か？

答:

最高裁判所における法令審査請求の要件及び内容は、下記の通り定めている「最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号の改正に関する 2004 年法律第 5 号」第 31A 条の規定に記載されている：

最高裁判所への法律より下位の法令審査請求には少なくとも下記を記載する：

- a. 請求人の名前及び住所
- b. 請求の根拠となる事項に関する説明及び下記の旨を明確に説明する義務を負う：
- c. 上位法令に反するとみなす法令の部、条及び/又は項の内容、及び/又は
- d. 法令の制定が現行規定を満たしていない
- e. 判決を求める事項

問 121

不明確な訴えとされる請求とはどういうものか？

答:

請求は、請求の根拠となる事項及び/又は請求の理由が弱い、不明確又は十分な主張を有していないとみなされる場合、不明確（*obsuur libel* 不明確な訴え）といいうる。

請求の理由が不明確というのは、請求人が審査を請求する規定に関連して直面する憲法上の問題を明確に説明していない場合に起こりうる。また請求の理由の記述が請求事項（判決を求める事項）と異なる、又は相関性を有していない場合にも不明確な請求が起こりうる。

裁判官により不明確な請求又は不明確な訴えとされた請求は、審査請求却下の形式での判決になりうる。

問 122

最高裁判所での条例審査プロセスに関与するのは誰か？

答:

最高裁判所での条例審査プロセスに関与するのは下記に該当する者である:

a. 異議申立請求人: 法律より下位の法令の適用について最高裁判所に異議申し立て請求を行う住民グループ又は個人⁸⁸

この請求人は、条例の適用により権利を害するとみなされる者のみが実施可能、すなわち:

1. インドネシア人個人
2. 社会の発展に応じてまだ生きており、法律で定めるインドネシア共和国統一国家の原則に基づいている限りにおいて、慣習民コミュニティー、又は
3. 公又は私法人

b. 被請求人とは、法令を発行した行政機関又は官吏である⁸⁹。

被請求人は、この場合、地方首長及び地方議会から構成される条例制定者のことである。

⁸⁸ 最高裁判所、「実体審査権に関する 2011 年最高裁判所規則第 1 号」第 1 条 4 号

⁸⁹ 同書第 1 条 5 号

問 123

最高裁判所での条例審査の審査法廷の性質はどのようなものか？

答:

「司法権限に関する 2009 年法律第 48 号」第 13 条（1）項及び（2）項及び「最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号」第 40 条（2）項の規定に基づき、審査、並びに上告審、再審及び法律より下位の法令審査における判決言い渡しは一般公開の法廷で行わなければならない。

問 124

最高裁判所での条例審査において被請求人の答弁に記載すべき事項は何か？

答:

最高裁判所における条例審査において被請求人の答弁を作成する際、少なくとも下記を記載する:

a. タイトル

最高裁判所での審査における被請求人の回答のタイトルには、上位法令に対する審査を行う予定の条例名、番号、公布の日付を記載する。

b. 前文

前文部分には、最高裁判所での条例審査に対する被請求人の答弁をまとめるのに必要な考え方の背景及び理由を記載する。

c. 請求のポイント

請求のポイントには、上位法令に反しているとみなされる条例の部、条及び/又は項の内容を記載する。

d. 最高裁判所の権限

最高裁判所の権限には、上位法令に対する条例審査にかかる審理及び判決を行うための最高裁判所の権限の法的根拠に関する説明を記載する。

e. 請求人の法的地位

請求人の法的地位（当事者適格）には、審査を請求する条例の適用により害される請求人の権利について請求人の考えを明記する。

f. 請求人が請求する内容に対する被請求人の証言

被請求人の証言とは、口頭又は書面による、条例決定者の調整結果としての請求のポイントに関する地方政府の正式な説明

g. 請求事項

請求事項には原告が裁判官に対して認容を求める請求を記載する。

問 125

条例審査に対する最高裁判所の判決の性質はどのようなものか？

答:

最高裁判所における条例審査の判決は最終的な法的拘束力を有する。

最高裁判所の判決は、最終的な法的拘束力を有する。最高裁判所の判決が最終的とは、最高裁判所の判決が言い渡されてから恒久的法的効力を即有（日本語訳注：原文ママ。最高裁判所の判決の効力は、決定から 90 日後に発生する。）し、とりうる法的措置がないということである。最高裁判所の判決における最終的性質には法的拘束力（final and binding）も含んでいる。一般的な法的効果はその判決に対しとりうる他の法的措置がこれ以上ないという意味である。

法的効力を有する判決の拘束的性質は、*erga omenes*、すなわち判決が当該地域の全ての住民に有効であるという性質をもつという意味でもある。

問 126

最高裁判所の審査を受けた条例の規範は再審査請求が可能か？

答:

最高裁判所が審査を行い、判決を受けた条例の規範は *Ne Bis in Idem* の原則を理由に再審査の請求はできない。

Ne Bis in Idem（一事不再理）の原則は *excipite van gewijde*ともいわれるが、裁判所によって確定判決が言い渡された事件/権限を有する司法機関によって拘束力を有する判決がなされた事件と対象が同じという意味である。

問 127

条例が最高裁判所の審査を受けており、条例の制定根拠となっている法律も憲法裁判所で審査を受けている場合にはどのような手続きとなるか？

答:

「憲法裁判所に関する 2003 年法律第 24 号」第 55 条に基づき、最高裁判所で実施中の法律より下位の法令審査は、その規則審査の根拠となっている法律が憲法裁判所で審査中の場合、憲法裁判所の判決が出るまで停止が義務付けられると定めている。

『「憲法裁判所に関する 2004 年法律第 23 号」及びその最終改正である「憲法裁判所に関する 2004 年法律第 23 号の改正に関する 2011 年法律第 8 号」のインドネシア共和国 1945 年憲法に対する法律審査に関する判決命令（登録番号）93/PUU-XV/2017』の中で、憲法裁判所は、最高裁判所で実施中の法律より下位の法令審査はその規則審査の根拠となっている法律が憲法裁判所の審査中である場合、憲法裁判所の判決が出るまで審理を延期すると読み替えない限り、停止という語はインドネシア共和国 1945 年憲法に反しているとされ、法的拘束力を有さないと表明している。

その判断部分において、憲法裁判所は、停止の語は請求却下の形式での最終判決を下すと解釈する余地を残しているとしている。その関連でいうと、停止の語は法の不確実性を招いている。この不確実性は「憲法裁判所に関する法律」第 55 条の規範であり、迅速で簡素で低コストの裁判の原則に基づく実体審査裁判プロセスを行うために正義を求める人にとってあれ、法の不確実性につながる。

その規範には、実体審査請求を最高裁判所が却下とする判決命令の最終的な判決により請求を停止するという意味も含んでいる。却下命令をした最終的な判決は当然一時停止とは読み替えられず、恒久的に審査プロセスを停止するということになる。したがって実体審査をまた請求したい場合、新たな請求方法によらなければならず、再請求費用の支払いも伴う。そのため、「憲法裁判所に関する法律」第 55 条の規範、特に停止という語は法の不確実性を招いており、「司法権限法」に定められた迅速で簡素で低コストの裁判の原則に一致しない。

例：

「総選挙に関する 2017 年法律第 7 号」が憲法裁判所で司法審査中であったため、「憲法裁判所に関する 2003 年法律第 24 号」第 55 条の命令に基づき、「最高裁判所による議員の立候補に関する 2018 年総選挙委員会規則第 20 号」の訴訟手続きは一時停止された。

問 128

条例審査にかかる最高裁判所の判決の実施又はフォローアップはどのようなものか？

答:

判決内容通知及び最高裁判所の判決の写しは、当事者に書留で送付、又は地方裁判所又は行政裁判所を通じて請求された場合には当該地方裁判所又は行政裁判所を通じて判決の写しの引き渡し又は送付がなされ、判決を言い渡してから 30 日以内に最高裁判所書記官が判決抄本を公報に記載し、国の費用で公告する。法令を発行した行政機関又は官吏に対し最高裁判所の判決を送付してから 90 日以内にこれを履行しない場合、当該法令は法的効力を有さなくなる。法令実体審査判決に対して再審請求はできない⁹⁰。

問 129

最高裁判所における法令審査の判決の種類は何か？

答:

最高裁判所における法令審査事件の判決は下記の通りである：

- a. 却下
- b. 認容、及び
- c. 棄却

最高裁判所は、法律より下位の法令審査に関する最高裁判所の判決の種類を下記の通り定めている⁹¹:

- a. 最高裁判所が請求人又はその請求が条件を満たしていないとの意見の場合、判決命令は請求却下を表明する
- b. 最高裁判所が請求には理由ありとの意見の場合、判決命令は請求認容を表明する
- c. 法律より下位の法令が上位法令と矛盾していない及び/又は制定における矛盾がない場合、判決命令は請求棄却を表明する。

問 130

⁹⁰ 同書、第 6 条から第 8 条

⁹¹ インドネシア、「最高裁判所に関する 1985 年法律第 14 号の 2 度目の改正に関する 2009 年法律第 3 号」、官報 2009 年第 3 号、官報補遺第 4958 号第 31A 条第（5）項 a、b、e から（9）項

請求認容の場合、最高裁判所の条例審査の判決命令には何が記載されるか？

答:

請求認容の場合、最高裁判所の判決命令には上位法令に反する法律より下位の法令の部、条及び/又は項の内容を明記する⁹²。

問 131

条例審査にかかる最高裁判所の判決に対し、最高裁判所から被請求人に判決が送付された後、地方首長は被請求人として何をしなければならないか？

答:

被請求人としての地方首長は、最高裁判所の判決が送付されてから 90 日以内に条例審査にかかる最高裁判所の判決を履行する。その最高裁判所の判決は、公開追加条例制定計画/公開追加地方立法計画の中でフォローアップする。

⁹² 同書第 31 A 条 c (5)項から (9)項

第5章

法令作成技術

A. 法令の枠組み

I. タイトル

問 132

条例のタイトルには何を記載するのか？

答:

条例のタイトルには、条例の種類、番号、公布年及び名称に関する説明を記載する⁹³。

例 :

PERATURAN DAERAH PROVINSI LAMPUNG



NOMOR 5 TAHUN 2021



TENTANG

PENGELOLAAN KEUANGAN DAERAH



(地方財政管理に関する 2021 年ランプン州条例第 5 号)

条例がまだ案である場合、タイトルの表記方法は下記の通りとなる:

1. 条例名の前に RANCANGAN（案）の語を追加する、及び
2. 番号及び年号の数字の箇所には 3 つの句点 (...) を記入すればよい。

⁹³ インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の改正に関する法律」付属書類 II 2 号

例：

RANCANGAN
PERATURAN DAERAH PROVINSI SUMATERA BARAT
NOMOR... TAHUN....
TENTANG
PENGELOLAAN KEUANGAN DAERAH
(地方財政管理に関する...年西スマトラ州条例案第...号)

問 133

条例名の構成の仕方はどうすればよいか？

答:

条例名の構成方法は下記の通りとなる⁹⁴：

- a. 条例名は1単語又はフレーズのみを用いて簡潔かつ意味の本質を捉え、条例の内容を反映したものを作成する。

1 単語を用いた条例名の例:

- PERPUSTAKAAN (図書館)
- PERTANIAN(農業)

フレーズを用いた条例名の例:

- PENYELENGGARAN PENDIDIKAN(教育の実施)
- PEMBERDAYAAN MASYARAKAT DAN DESA(住民及び村落能力強化)

- b. 改正条例の名称には、改正する条例のタイトルの前に「○○の改正（perubahan atas）」のフレーズを追加する。

例:

PERATURAN DAERAH PROVINSI SULAWESI SELATAN
NOMOR 11 TAHUN 2019
TENTANG

⁹⁴ 同書付属書類 II 3 号から 13 号

**PERUBAHAN ATAS PERATURAN DAERAH NOMOR 10 TAHUN 2016
TENTANG PEMBENTUKAN DAN SUSUNAN PERANGKAT DAERAH**
(地方政府の部局等の設立及び構成に関する 2016 年条例第 10 号の改正に関する
2019 年南スラウェシ州条例第 11 号)

- c. 条例が 2 回以上改正されている場合、過去の改正の詳細を記載せず、「改正 (perubahan)」と「の (atas)」の間に改正が何度行われたかを示す説明を挿入する。

例:

**PERATURAN DAERAH KABUPATEN INDRAGIRI HULU
NOMOR 2 TAHUN 2019
TENTANG**

PERUBAHAN KEDUA ATAS PERATURAN DAERAH NOMOR 8 TAHUN 2014
TENTANG PENYERTAAN MODAL PEMERINTAH DAERAH KEPADA
PERUSAHAAN DAERAH AIR MINUM TIRTA INDRA
(地方政府によるティルタ・インドラ水道公社への出資に関する
2014 年条例第 8 号の 2 度目の改正に関する
2019 年インドラギリ・フル県条例第 2 号)

- d. 改正する条例が略称の場合、改正条例には改正された条令の略称の使用が可能である。
- e. 廃止する条例の名称には、廃止する条例のタイトルの前に「廃止 (pencabutan)」の語を追加する。

例:

**PERATURAN DAERAH PROVINSI BALI
NOMOR 2 TAHUN 2018
TENTANG**
PENCABUTAN PERATURAN DAERAH PROVINSI BALI NOMOR 8 TAHUN
2000 TENTANG PEMBATASAN MEMASUKKAN KENDARAAN BERMOTOR
BEKAS
(中古車搬入制限に関する 2000 年バリ州条例第 8 号の廃止に関する 2018 年バリ州条例第 2 号)

問 134

オムニバス手法を用いた条例の名称の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

オムニバス手法を用いた条例は、改正又は廃止する条例名と異なる新たな名称を用いることが可能であり、1単語又はフレーズを用いて簡潔かつ意味の本質を捉え、条例の内容を反映したものを作成する。

問 135

条例名における略語又は頭文字語の利用規定はどのようにになっているか？

答:

条例名は、下記に該当する場合を除き、略語又は頭文字語を追加することは認められない：

- a. インドネシア語にまだ採用されていない又はインドネシア語に相当語がまだない
- b. 標準的な技術用語である
- c. 略称しない場合にその言葉の意味が変わりうる、及び/又は
- d. 標準的な用語となっており、国際的に利用されている

問 136

委任を受けた条例名は委任をした法令の規定にある委任の書きぶりと違っても良いか？

答:

委任を受けた条例名は、定める内容又は範囲が同様の意味を有する、すなわち委任をした法令を逸脱していない限り、委任条項の書きぶりと異なってもよい。

例:

1. 「村に関する 2014 年法律第 6 号」第 50 条（2）項の規定：

第 48 条、第 49 条及び第 50 条（1）項に規定の村の部局等に関する詳細規定は、政令に基づき県/市条例で定める。

その委任条項が下記の通りとなっている：

「村の部局等の任命及び停止に関する 2016 年バラガン県条例第 18 号」

2. 「村に関する 2014 年法律第 6 号」第 109 条の規定:

慣習法に基づく機関の構成、役職の配置及び慣習村村長の任期は、州条例で定める。

その委任条項が下記の通りとなっている:

- 「ナガリに関する 2018 年西スマトラ州条例第 7 号」
- 「バリにおける慣習村に関する 2019 年バリ州条例第 4 号」

II. 前文

II.A. 考慮事項

問 137

条例の考慮事項に反映されていなければならない要素又は主旨を述べなさい。

答:

州条例の考慮事項の主旨は、制定の判断及び理由となる哲学的、社会的及び法的要素を記載し、哲学的、社会的、法的要素の順に配置する。

- a. 哲学的要素は、心の内面やパンチャシラとインドネシア共和国 1945 年憲法の前文部分に由来するインドネシア国民の哲学を含む、人生観、意識及び法的理想的要素を含め、最大 2 つの考慮事項から構成する。
- b. 社会的要素は、社会の各種側面のニーズを満たすために規則が制定された旨を表す。社会的要素は最大 2 つの考慮事項から構成する。
- c. 法的要素は、法的確実性及び社会の公平感を保証するために、既存のルール、改正予定のルール又は廃止予定のルールを考慮しつつ、法的問題を解決する又は法的空洞化を埋めるために規則が制定された旨を表す。法的要素は最大 2 つの考慮事項から構成する。

例:

- 考慮事項: a. 各国民は、国民生活を豊かにするという国家目的の実現のための取り組みとして地方政府が実施する、良質で適正な教育を受ける権利を有していること（哲学的要素）

- b. 教育の実施のためには、参加型で、公正、有効、効率的、かつ良質な教育の実施を支え、地元の叡智の価値観を強化するためには住民の積極的関与が必要であること（社会的因素）
- c. 教育実施における法的確実性を保障し、教育分野の地方自治権限を実施する枠組みにおいて、包括的な教育実施を規制する条例が必要であること（法的因素）
- d. a、b、及び c を考慮し、教育実施に関する条例を決定する必要があること

問 138

直接委任に基づく条例の考慮事項の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

直接委任に基づき決定される条例の考慮事項には、1つの考慮事項としてその条例の制定を命じている法令の条又は複数の条の規定を記載することによって法的判断事項を記載すれば足る。

例:

法律からの直接委任である条例の考慮事項:

「村に関する 2014 年法律第 6 号」第 65 条（2）項の規定を実施するために、村協議会に関する条例を決定する必要があることを考慮する。

問 139

オムニバス手法を用いた直接委任に基づく条例の考慮事項の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

直接委任に基づき決定される条例の考慮事項には、1つの考慮事項としてオムニバス手法を用いた条例の1又は複数の条の規定を実施する必要性に関する簡潔な説明及び/又は条例制定の緊急性又は目的を記載したその他の考慮事項を追加すれば足る。

問 140

上位法令に明確な委任がない場合の条例の考慮事項の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

上位法令に明確な委任がなく決定される条例の考慮事項には、なぜ条例決定が必要かについての考慮事項に関する説明を記載しなければならず、その考慮事項は哲学的、社会的及び/又は法的な主旨に基づき順にまとめなければならない。

例 :

考慮事項

- a. 平穏で秩序があり安全な社会の実現の枠組みにおいて、ルール及び社会で発展する文化に基づく習慣及び行動に対する規制が必要であること（哲学的要素）
- b. 社会の発展及びグローバル化により地方における平穏及び公共秩序を害する未規定の新たな行動が生まれているため、適切で包括的で有効かつ効果的な規制が必要であること（社会的要素）
- c. 平穏及び公共秩序分野の地方の義務的行政の実施及び住民が平穏で快適で秩序があり安全な環境を獲得するための法的確実性を保証するために、平穏及び公共秩序に関する規制が必要であること（法的要素）
- d. a、b、c 及び d （日本語訳注：原文ママ。）を考慮し、平穏及び公共秩序に関する条例を決定する必要があること

問 141

憲法裁判所及び最高裁判所の判決のフォローアップとしての条例の考慮事項の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

憲法裁判所及び最高裁判所の判決のフォローアップとしての条例の考慮事項には、判決番号、並びに判決命令及び裁判官の判断の内容を簡潔に記載することが可能である。

問 142

廃止及び新法令の制定となる条例の考慮事項の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

それ以前の条令の廃止及び新法令の制定となる条令の考慮事項についても、哲学的、社会的及び法的要素を反映させてまとめなければならない。

例:

- 考慮事項 :
- a. 地方における住民向けの福祉及びサービス向上の枠組みにおいて地方財源管理の有効性及び効率性を実現するために、秩序があり法令を遵守した地方財政管理が必要であること（哲学的因素）
 - b. 統合的な地方財政管理制度の構築のために、地方のニーズ及び上位法令に基づく地方財政管理規制が必要であること（社会的因素）
 - c. 「地方財政管理に関する 2009 年条例第 7 号」はもはや法令の規定に則しておらず、廃止及び新法令の制定を行う必要があること（法的因素）
 - d. a、b 及び c を考慮し、地方財政管理に関する条例を決定する必要があること

問 143

改正の場合の条例の考慮事項の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

それ以前の条例の改正の場合の条例の考慮事項は、改正が必要な理由を示し、哲学的、社会的及び法的要素を反映した書きぶりにしなければならない。

例:

- 考慮事項:
- a. 教育はすべての住民にとっての基本的権利であり、広く賢く、豊かな知識を有する社会の実現のために地方政府がその権利を保証しなければならないこと（哲学的因素）
 - b. 教育の権利の充足を強化するために、参加型で良質で地元の叡智の価値観を支える教育実施を支援する取り組みが必要であること（社会的因素）
 - c. 「教育実施に関する 2019 年条例第 2 号」は地方のニーズ及び社会状況に合わせる必要があり、また上位法令の規定の改正に応じて調整が必要であること（法的因素）

- d. a、b 及び c を考慮し、「教育実施に関する 2019 年条例第 2 号」の改正に関する条例を決定する必要があること

問 144

条例の廃止の場合の考慮事項の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

条例の廃止の場合の考慮事項は、一般的な条例の考慮事項の書きぶりと同様、哲学的、社会的及び/又は法的要素となる主旨を記載した法令の廃止の必要性の理由を記載してまとめる。

例:

- 考慮事項:
- a. 地方政府による地方における住民福祉の向上の実現のための取り組みにおいて、地方歳入の強化の枠組みにおける政策の改正が必要であること（哲学的因素）
 - b. パリ以外のエリアの自動車が多くパリにとどまって稼働し、変更プロセスを行う予定であることは、地方歳入を増やすポテンシャルであること（社会的因素）
 - c. 「中古車の搬入制限に関する 2000 年条例第 8 号」は現在の状況及び法的ニーズに合わなくなっており、廃止が必要であること（法的因素）
 - d. a、b 及び c を考慮し、「中古車の搬入制限に関する 2000 年条例第 8 号」の廃止に関する条例を決定する必要があること

問 145

同じレベルの 2 つ以上の法令から委任を受けた条例の考慮事項の書きぶりはどのようにすればよいか？

答:

同じレベルの 2 つ以上の法令から委任を受けた法令の考慮事項は、委任する法令の全ての条を述べた上でまとめる。

II.B. 法的根拠

問 146

条例の法的根拠に記載が必要なものは何か？

答:

条例の法的根拠に記載が必要なのは下記の通りである⁹⁵:

- a. 条例制定権限の根拠、及び
- b. 条例制定を委任する法令

条例制定権限の根拠とは、条例を制定するために「インドネシア共和国 1945 年憲法」によって与えられた権限属性に基づく地方行政の法的根拠のことである。その他に、条例制定権限の根拠は、「地方の設立に関する法律」及び「地方政府に関する法律」である。

したがって、条例制定の法的根拠は下記の通りとなる:⁹⁶

- a. 「インドネシア共和国 1945 年憲法」第 18 条（6）項
- b. 「地方の設立に関する法律」、及び
- c. 「地方政府に関する法律」

「インドネシア共和国 1945 年憲法」の下位法令に条例制定を直接委任しているものがある場合、当該法令を法的根拠として記載する⁹⁷。

法的根拠への法令の記載には、官報、官報補遺、公報、公報補遺、地方官報、地方官報補遺、地方公報及び地方公報補遺も添える。

問 147

条例がオムニバス手法の法律の委任による場合の法的根拠の記載はどのようにすればよいか？

答:

オムニバス手法の法律の委任による条例の法的根拠に記載するのは下記の事項である:

- a. 条例制定権限の根拠、及び

⁹⁵ 同書第 28 号

⁹⁶ 同書 39 号

⁹⁷ 同書 40 号

b. 条例制定を委任する法令

権限の根拠を与え、条例制定を委任している法律がオムニバス手法により改正される場合、その条例の法的根拠にはその法律の改正について詳細を記載する。

例：

「ビル構造物に関する 2002 年法律第 28 号」の委任を受けたビル構造物に関する条例の内容が、「雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号」により改正された場合：

- a. 「インドネシア共和国 1945 年憲法」第 18 条（6）項
- b. 「地方の設立に関する法律」
- c. 「雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号」により改正された地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」、及び
- d. 「雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号」により改正されたビル構造物に関する 2002 年法律第 28 号」

問 148

改正される条例には法的根拠を記載する必要があるか？

答：

制定予定の条例により改正される条例には法的根拠を記載する。

例：

地方政府の部局等の設立及び構成に関する 2016 年条例第 9 号の 2 度目の改正に関する 2021 年マラン県条例第 1 号

右記を鑑み：

- 1. ...
- 2. ...
- 3. ...
- 4. ...
- 5. 「地方政府の部局等の設立及び構成に関する 2016 年条例第 9 号」（マラン県官報 2016 年第 1 号シリーズ C）及びその改正である「地方政府の部局等の設立及び構成に関する 2016 年条例第 9 号の改正に関する 2018 年マラン県条例第 12 号」（マラン県官報 2018 年第 1 号シリーズ C）